

浄水器具等の設置に関するご注意

- ◆ 蛇口に取り付ける簡易な浄水器ではなく、**給水管の途中に設置し、水道水を浄水するなどのタイプの浄水器具等**は、水道法に基づく「給水装置」に該当します。
- ◆ このため、当該浄水器具等の**設置・交換・撤去工事は、本市が指定する給水装置工事事業者以外の者では行うことができません。**
また、これらの工事を行う前には設計審査、工事しゅん工後には工事検査を受けていただく必要があります。
- ◆ 当該浄水器具等の設置・交換・撤去工事は、水道水の安全確保に支障を及ぼすおそれがありますので、必ず事前に上下水道お客様センターへご相談ください。

※ 万が一、指定を受けていない事業者による施工や無届工事により設置された場合、適切な工事がなされていることが確認ができるまでの間、給水を停止することがあります。

問い合わせ先

〒620-0876 福知山市字堀(水内)945番地
福知山市上下水道お客様センター

TEL:0773-22-6500
FAX:0773-48-9535